

○内閣府令第 号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）、船主相互保険組合法（昭和二十五年法律第七十七号）、長期信用銀行法（昭和二十七年法律第八十七号）、銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）及び保険業法（平成七年法律第一百五号）の規定に基づき、四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十一年七月八日

内閣総理大臣 麻生 太郎

四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令

（四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第一条 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十三号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

（継続企業的前提に関する注記）

第二十一条 四半期貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提（以下「継続企業の前提」という。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、四半期貸借対照表日後において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

- 一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- 二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- 三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- 四 当該重要な不確実性の影響を四半期財務諸表に反映しているか否かの別

（四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第二条 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十九年内閣府令第六十四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条を次のように改める。

(継続企業の前提に関する注記)

第二十七条 四半期財務諸表等規則第二十一条の規定は、四半期連結財務諸表提出会社について準用する。  
。この場合において、同条中「四半期貸借対照表日」とあるのは「四半期連結決算日」と、同条第四号中「四半期財務諸表」とあるのは「四半期連結財務諸表」と読み替えるものとする。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正)

第三条 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和五十二年大蔵省令第三十八号)の一部を次のように改正する。

第五条の十八を次のように改める。

(継続企業の前提に関する注記)

第五条の十八 中間貸借対照表日において、企業が将来にわたって事業活動を継続するとの前提(以下「継続企業の前提」という。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるときは、次に掲げる事項を注記しなければならない。ただし、中間貸借対照表日後に

において、当該重要な不確実性が認められなくなった場合は、注記することを要しない。

一 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

二 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

三 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

四 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

(企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正)

第四条 企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和四十八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

第二号様式記載上の注意(66)(c)中「~~第七十九号~~」を「~~第七十九号~~」に改める。

第四号の三様式第一部第2中3を4とし、2を3とし、同様式第一部第2の1の次に次のように加える。

## 2 【事業等のリスク】 (9-2)

第四号の三様式記載上の注意(9)の次に次のように加える。

### (9-2) 事業等のリスク

a 当四半期連結会計期間（四半期連結財務諸表を作成していない場合には当四半期会計期間）にお

いて、この四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー（四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー）。(11)のaにおいて同じ。)の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（(11)において「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は四半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第四号の三様式記簿上の注(11)中「報告書」や「四半期報告書」に於て、同様記簿上の注(11) a)中

「(四半期連結財務諸表規則第2条第13号に規定するキャッシュ・フロー(四半期連結財務諸表を作成していない場合には四半期財務諸表等規則第3条第8号に規定するキャッシュ・フロー)」を「同様式記載上の注意<sup>(11)</sup>中bをcとし、aの次に次のように加える。

b 「2 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

第四号の三様式記載上の注意<sup>(20)</sup>a中「この報告書」を「この四半期報告書」に改める。

第五号様式第一部第2中5を6とし、4を5とし、同様式第一部第2の3の次に次のように加える。

4 **【事業等のリスク】** (11-2)  
第五号様式第一部第2に次のように加える。

7 **【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】** (13-2)  
第五号様式記載上の注意<sup>(11)</sup>の次に次のように加える。

(11-2) 事業等のリスク

- a 当中間連結会計期間（中間連結財務諸表を作成していない場合には当中間会計期間）において、この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（中間連結財務諸表規則第2条第10号及び中間財務諸表等規則第2条の2第4号に規定するキャッシュ・フローをいう。（13-2）のaにおいて同じ。）の状況の異常な変動等、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項が発生した場合又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。
- b 提出会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他提出会社の経営に重要な影響を及ぼす事象（（13-2）のbにおいて「重要事象等」という。）が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。
- c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第五号様式記載上の注意<sup>(13)</sup>の次に次のように加える。

(13-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

a この半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関して投資者が適正な判断を行うことができるよう、提出会社の代表者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する分析・検討内容（例えば、経営成績に重要な影響を与える要因についての分析、資本の財源及び資金の流動性に係る情報）を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

b 「4 事業等のリスク」において、重要事象等が存在する旨及びその内容を記載した場合には、当該重要事象等についての分析・検討内容及び当該重要事象等を解消し、又は改善するための対応策を具体的に、かつ、分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

第五号様式記載上の注意<sup>(17)</sup>中「報告書」や「半期報告書」に定める。

第九号の三様式第一部第3中3を4とし、2を3とし、同様式第一部第3の1の次に次のように加える。

2 【事業等のリスク】 (12-2)

第九号の三様式記載上の注意(12)の次に次のように加える。

(12-2) 事業等のリスク

第四号の三様式記載上の注意 (9-2) に準じて記載すること。

第十号様式第一部第3中5を6とし、4を5とし、同様式第一部第3の3の次に次のように加える。

4 【事業等のリスク】 (14-2)

第十号様式第一部第3に次のように加える。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】 (16-2)

第十号様式記載上の注意(14)の次に次のように加える。

(14-2) 事業等のリスク

第五号様式記載上の注意 (11-2) に準じて記載すること。

第十号様式記載上の注意(16)の次に次のように加える。

(16-2) 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

第五号様式記載上の注意 (13-2) に準じて記載すること。

第十一号様式記載上の注意(9) 中 「参照書類としての有価証券報告書」の次に「及び四半期報告書若しくは半期報告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、回記簿上の注意(6) 中 「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

第十二号様式記載上の注意(8) 中 「参照書類としての有価証券報告書」の次に「及び四半期報告書若しくは半期報告書(以下c及びdにおいて「有価証券報告書等」という。)」を加え、「当該有価証券報告書」を「当該有価証券報告書等」に改め、回記簿上の注意(8) d 中 「有価証券報告書」を「有価証券報告書等」に改める。

(船主相互保険組合法施行規則の一部改正)

第五条 船主相互保険組合法施行規則(昭和二十五年 大蔵省  
運輸省 令第二号)の一部を次のように改正する。  
別紙様式第三号第2記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業的前提(組合が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。)に

重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第三号第2記載上の注意1(6)中「事業年度の末日後、翌事業年度」を「中間会計期間の末日後、当中間会計期間が属する事業年度（当中間会計期間を除く。）」に改める。

（銀行法施行規則の一部改正）

第六条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

第十九条の二第一項中「第五号チ並びに第六号」を「並びに第五号チ」に改め、同項第六号中「事業

年度の末日」の下に「(中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日)」を加える。

第十九条の三中「、第三号ホ及び第四号」を「及び第三号ホ」に改め、同条第四号中「事業年度の末日」の下に「(中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日)」を加える。

第三十四条の二十六第一項中「、第四号ホ並びに第五号」を「並びに第四号ホ」に改め、同項第五号中「事業年度の末日」の下に「(中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日)」を加える。

別紙様式第一号第2記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提 (会社計算規則 (平成18年法務省令第13号) 第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。) に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき (中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。) は、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別別紙様式第一号の二第2記載上の注意1(1)、別紙様式第二号第2記載上の注意1(1)及び別紙様式第二号の二第2記載上の注釋1(1)を次のように定める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第五号第2の2記載上の注(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号第1中間貸借対照表の記載上の注(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又

は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号第二中間貸借対照表の記簿上の注(第一)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別別紙様式第26号の二第一中間財務諸表の附録上の表第1(1)を次のように定める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなつた場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号の二第2中間貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき (中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。) は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号第1中間貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提 (会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。) に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき (中

間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。) は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号第二中間貸借対照表の註釋上の註釋1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき (中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。) は、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
  - ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別
- 別紙様式第七号の二第一中間貸借対照表の記論上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第七号の二第二中間貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第八号第一中間連結貸借対照表の記簿上の注意②(1)を次のように定める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げ

る事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第八号第2中間連結貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
  - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別別紙様式第十一号第2の2記載上の注意1(1)及び別紙様式第十三号第1中間連結貸借対照表の記載上の注意2(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十三号第2中間連結貸借対照表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

（長期信用銀行法施行規則の一部改正）

第七条 長期信用銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条の二第一項中「第五号チ並びに第六号」を「並びに第五号チ」に改め、同項第六号中「事業年度の末日」の下に「（中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日）」を加える。

第十八条の三中「第三号ホ及び第四号」を「及び第三号ホ」に改め、同条第四号中「事業年度の末日

」の下に「(中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日)」を加える。

第二十五条の八の二第一項中「、第四号ホ並びに第五号」を「並びに第四号ホ」に改め、同項第五号中「事業年度の末日」の下に「(中間説明書類にあつては、中間事業年度の末日)」を加える。

(保険業法施行規則の一部改正)

第八条 保険業法施行規則(平成八年大蔵省令第五号)の一部を次のように改正する。

別紙様式第六号第2生命保険株式会社を表及び損害保険株式会社の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提(会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。)に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき(中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。)は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号第2生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
  - ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由

④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別  
別紙様式第六号の二第2生命保険株式会社を表及び損害保険株式会社を表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号の二第2生命保険相互会社の表及び損害保険相互会社の表の記載上の注意1(1)を次のよ

らに定める。

(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号の三第2の2(1)の表及び(2)の表の記号上の注意2(1)を次のように定める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、

又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第六号の三第②の③の表及び④の表の記号上の注②(イ)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十一号第2記載上の注意1(1)及び別紙様式第十一号の2第2記載上の注意1(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項
  - ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
  - ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策

- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十四号第2の2記載上の注意2(1)を次のように改める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の十八号第2少額短期保険株式会社の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の十八第2少額短期保険相互会社の表の記載上の注意1(1)を次のように改める。

(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であって、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる

とき（中間会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の十九第2の2(1)の表の記号上の注意1(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容

- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別  
別紙様式第十六号の十九第2の2②の表の記号上の注意1①を次のように定める。

(1) 継続企業の前提（会社が将来にわたって事業活動を継続するとの前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

別紙様式第十六号の二十四第2の2記載上の注釋2(1)を次のように定める。

- (1) 継続企業の前提（会社計算規則第100条に規定する継続企業の前提をいう。以下同じ。）に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在する場合であつて、当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応をしてもなお継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるとき（中間連結会計期間の末日後に当該重要な不確実性が認められなくなった場合を除く。）は、次に掲げる事項

- ① 当該事象又は状況が存在する旨及びその内容
- ② 当該事象又は状況を解消し、又は改善するための対応策
- ③ 当該重要な不確実性が認められる旨及びその理由
- ④ 当該重要な不確実性の影響を中間連結財務諸表に反映しているか否かの別

附 則

(施行期日)

第一条 この府令は、公布の日から施行する。

(四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第二十一条の規定は、平成二十一年六月三十日以後に終了する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表について適用し、同日前に終了する四半期会計期間及び四半期累計期間に係る四半期財務諸表については、なお従前の例による。

(四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第二十七条の規定は、平成二十一年六月三十日以後に終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表について適用し、同日前に終了する四半期連結会計期間及び四半期連結累計期間に係る四半期連結財務諸表については、なお従前の例による。

(中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第五条の十八の規定は、平成二十一年六月三十日以後に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表について適用し、同

日前に終了する中間会計期間に係る中間財務諸表については、なお従前の例による。

（企業内容等の開示に関する内閣府令の一部改正に伴う経過措置）

第五条 第四条の規定による改正後の企業内容等の開示に関する内閣府令（以下この条において「新府令」という。）第四号の三様式及び第九号の三様式は、平成二十一年六月三十日以後に終了する四半期会計期間に係る四半期報告書（金融商品取引法第二十四条の四の七第一項前段（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する四半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する四半期会計期間に係る四半期報告書については、なお従前の例による。

2 新府令第五号様式及び第十号様式は、平成二十一年六月三十日以後に終了する中間会計期間に係る半期報告書（金融商品取引法第二十四条の五第一項（同法第二十七条において準用する場合を含む。）に規定する半期報告書をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前に終了する中間会計期間に係る半期報告書については、なお従前の例による。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第六条 第五条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後

に開始した事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第七条 銀行法第二十一条第一項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち第六条の規定による改正後の銀行法施行規則(以下この条において「新規則」という。)第十九条の二第一項に規定する事項、同法第二十一条第二項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第十九条の三に規定する事項及び同法第五十二条の二十九第一項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第三十四条の二十六第一項に規定する事項については、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度(銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。)に係るものについて適用し、同日前に開始した中間事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

2 新規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

(長期信用銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第八条 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法（以下この条において「銀行法」という。）第二十一条第一項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち第七条の規定による改正後の長期信用銀行法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第十八条の二第一項に規定する事項、銀行法第二十一条第二項に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第十八条の三に規定する事項及び銀行法第五十二条の二十九第一項前段に規定する中間事業年度に係る説明書類の記載事項のうち新規則第二十五条の八の二第一項に規定する事項については、平成二十一年四月一日以後に開始した中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。以下この条において同じ。）に係るものについて適用し、同日前に開始した中間事業年度に係るものについては、なお従前の例による。

（保険業法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第九条 第八条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式は、平成二十一年四月一日以後に開始した事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第十条 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二十二中「同条第四号中同条第四号中」を「同条第四号中」に改める。

（中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部改正）

第十一条 中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（平成十一年大蔵省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の十四中「同条第四号中同条第四号中」を「同条第四号中」に改める。